

# 平成 28 年度に向けた弘前市経営計画改訂方針

## 第 1 経営計画改訂のポイント

### (1) 経営計画に位置づける各施策の評価結果に基づく改訂

経営計画策定後も、依然として厳しい社会経済情勢の中で、刻々と変化する地域課題や市民のニーズに適切かつ臨機応変に対応し、経営計画を常に有効に機能させるためには、各分野の地域課題の状況や、施策の進捗状況を適切に評価・確認するとともに、その結果を踏まえ、人材・財源・情報といった政策資源を適切に配分することが重要である。

このことから、弘前市アクションプランから導入している P D C A サイクルの考え方に基づいた「経営計画マネジメントシステム」により、経営計画の進捗の評価・確認と、各施策の資源配分方針を定めるとともに、資源配分方針に基づいた見直しの結果を踏まえて、経営計画の改訂を行うこととする。

なお、資源配分方針については、単に予算を増額・維持することではなく、より成果の上がる取り組みへの見直しを前提とする。

### (2) 弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に伴う重点プロジェクトの改訂

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年 11 月 28 日法律第 136 号）は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために制定されたものである。

これを受け、当市においても、「弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を平成 27 年 9 月 29 日に策定したが、経営計画の中で最重要課題と位置づける人口減少対策（笑顔ひろさき重点プロジェクト）と、総合戦略の考え方は一致しており、今後は総合戦略に基づいた総合的な人口減少対策を展開していくことから、今回の改訂では、経営計画の既存の人口減少対策は廃止し、新たに総合戦略を経営計画の人口減少対策に位置づけることとする。ただし、総合戦略は平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間としているが、経営計画としての人口減少対策の期間は、あくまでも経営計画の計画期間である平成 29 年度までとする。

なお、重点プロジェクトの改訂に伴い、各分野別政策（ひとづくり・くらしづくり・まちづくり・なりわいづくり）及び戦略推進システムについても、数値目標や新たな施策など総合戦略との整合を図り、所要の改訂を行うこととする。

### **(3) 効果的事業への改善と弾力的計画運営**

経営計画において、各計画事業の事業期間を原則2年間（重点プロジェクトに位置づけられる事業は最長4年間）としていることから、主要の目的を達成した事業や大きな効果が見込めない事業の廃止や縮小など、限られた財源の中でより効果的な取り組みになるよう徹底した改善を図ること。

また、事業化に向けて検討が進められている取組みのうち、今回の改訂時点で現状分析が済んでいないものや、効果が見込める内容に整理されていないものについては、継続検討としたうえで補正対応とし、年度途中での効果的な事業を随時追加するなど弾力的な計画運営とすること。

### **(4) 適切な評価のための指標の見直し**

地域社会の状態や各施策の成果を適切に把握できるよう、弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略で用いた指標の追加を含めて見直しを実施すること。

## 第2 各施策の評価結果と資源配分方針について

各施策の進捗の評価と資源配分方針は、別添「弘前市経営計画の進捗にかかる評価について」のとおりである。各施策とも、資源配分方針に従い、新規事業の立案あるいは事務事業の統廃合等を含む見直しを行うとともに、財源・人材等の政策資源の配分は、その見直しの結果に基づいて適切に実施することとする。

また、今後の経営計画の改訂に向けたフローは以下のとおりである。関係する部課室等においては、以下に留意のうえ、経営計画の改訂に向けた取組みを実施すること。

### 「経営計画の改訂に向けたフロー」

#### 【経営計画の進行管理・計画の改訂】

#### 【財務管理・財政運営】

#### 【人事管理】

